

Title	宗門改帳より壬申戸籍へ(一): 維新期の人口調査とその一例
Sub Title	
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.12 (1954. 12) ,p.1141(63)- 1152(74)
JaLC DOI	10.14991/001.19541201-0063
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541201-0063">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19541201-0063</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

II. pp. 1-13.

(2) *ibid.*, p. 1.

(3) 野村兼太郎教授一般經濟史概論、第四章イギリス資本主義の轉換、及び原田三郎教授イギリス資本主義の研究。

(4) このイギリス資本主義の變貌と特殊性を最初に鋭く指摘した者はノールス女史であった。L. C. A. Knowles,

The Industrial and commercial Revolutions in Great Britain during the 19th century. 1924. p. 341.

(5) 前掲原田氏七頁。

四

一九五一年十月イギリス労働黨は二五の議席の差をもつて保守黨に敗れ、六年にわたる政權の座からおりたのであるが、その間になされた國有化政策が果して社會主義政策であつたかどうかは卒直に云つてきわめて疑わしい。特に朝鮮動亂の勃發という新しい事態に對處して、福祉國家は次第に「防衛國家」に變貌しはじめたとき、それは何よりも混合經濟がその限界に達したことを意味しないだろうか。そしてその限りでは労働黨の政策が保守黨への橋わたしの役割を果たしたことは遺憾ながら事實なのである。

今年の二月三日と二四日、下院でイデン外相は、労働黨左派のハロルド・ウィルソンの質問に答えて「ドイツの中立は不可能であり、ソヴェートの侵略を防ぐためには、ドイツを再軍備して西歐防衛共同體(E・D・C)に参加させることである。

こと植民地問題に及ぶや直ちに保守黨と共同戦線をはらなければならなくなる。それはなぜか、私は思う。イギリス資本主義の危機は實は労働黨にとつてもある意味で危機であるからではないだろうか。こころみに想え！かつて一九三〇年代、資本主義の一般的な危機の段階において、ドイツ社會主義は、イギリス労働黨は、そしてイタリヤ社會黨は、資本主義の打倒を聲高く叫びながら、革命陣營と積極的に共同戦線をおすすめたであろうか。資本主義體制が危機にひんすればひんするほど、マクドナルドもモーベルトもそしてまたトゥラティも資本主義の變革そのものには眼をそむけて改革主義にはしろうとした。かくして社會民主主義の理論、云いかえれば混合經濟の構想は、現存社會が構造的な危機に直面するとき、それは新しい推進力となるよりはむしろその革命的危機を緩和する中和劑として役立つとする。パーム・ダットも指摘するように今や英國資本主義が危機に直面しているとき、従つて英帝國をささえる植民地體制がくづれ去らうとしているとき、労働黨の將來は樂觀をゆるされない。なぜなら労働黨はその政策上だけではなくその理論の上でも新しい反省と再検討をせまられる時機に到達したからである。

——一九五四、六、二〇——

イギリス労働黨の國有化理論

る」としたとき、前外相モリソン等がやむを得ずとしてこれに賛成した。これに對し、*ニール*は三月六日の*ニュー・ステーツマン*・*アンド・ネーション*紙において、ドイツの再軍備が世界の平和にとつて最も危険であると抗議しているが、しかしこのような結果はすでに労働黨の政策の變化のなかに豫知することができたはずである。一度その政策の變更をあえてした労働黨は、將來にわたつて長く「福祉國家」の實現と「防衛國家」の板挟みになつて苦惱するだろう。しかし問題はそれだけであるうか。思うにイギリス労働黨にとつては將來の大きな課題は、再軍備問題のほか植民地體制の危機といふことがあげられねばならない。植民地問題をどのように解決してゆくか、これは實に將來イギリス労働黨に課せられたげんしゆくな課題である。いわゆるエンパイア體制よりコモンウェルス體制の變化のなかに、われわれはすでに労働黨の植民地政策の變貌をみるこゝとができたが、しかしそれが果して社會主義政策のためのものであつたかどうかは疑問である。なぜなら戦後わずか數年にわたつてつきつぎに行われた植民地及び自治領に對する大幅の讓歩は、國內的にはさきのべたような經濟的なゆきづまりと對外的には、おさえがたい民族運動とアメリカ資本主義のはげしい要求の前に屈した結果とも見ることもできるし、何よりもイギリス資本主義にとつて、やむを得ざる延命策とも見ることができからである。労働黨はかりに國有化政策や社會保障制度の場合には、保守黨に對し敵對者として立ち現われるとしても、

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

——維新期の人口調査とその一例——

速・水 融

- 一、維新时期における人口調査
- 二、和歌山藩における人口調査(以上本號)
- 三、紀伊國牟婁郡尾鷲組概観
- 四、幕末維新时期尾鷲組人口統計資料の考察
- 五、結 言

一 維新时期における人口調査

幕末における全國人口の集計と、明治初年のそれとの間に存する六百萬乃至七百萬の差違は、決してこの時期における急速な人口増加を意味するものではなく、徳川時代における人口調査の制度的な缺陷から來る所謂帳外の民の存在によるものであり、従つて享保以降、近世後半においても緩慢ながら人口増加の現象がみられた事は、既に幾多の先學によつて述べられているところである。この事は基準となつた兩時代の人口調査が異種のものであり、その内容、方法において同一のものでない事を考えれば何等驚くには足らない。即ち徳川時代の全國人口統計は、幕府および各藩からの報告を集計したものであるが、そ

六三 (一一四一)

それは決して同一の規準をもつてなされたものではなく、各藩の制度により、除外される人口数の多かつたのに對し、明治五年以降においては戸籍法の實施により、全國的に同一の規準をもつてなされ、法的には除外人口は消滅したから數字の上でかなりの増加が見られるのは當然である。但し、この場合と雖も初期においては實施の不徹底から猶相當の脱漏者があつたので、最初に發表された數字は後年の補正によつて改められている。ともかく相對的に言へば徳川時代に對し遙かに整備された調査が始つたと言えよう。

(註一) 弘化三年(一八四六)二六、九〇七、六二五人に對し、明治五年(一八七二)三三、一一〇、八二五人、後に補正され三四、八〇六、〇〇〇人(推計)となつた。

(註二) 除外人口の種々なる例については、關山直太郎「近世日本人口の研究」昭和二十三年、六十六頁以下、及び野村兼太郎「江戸時代における人口調査」(三田學會雜誌第四十二卷第三號所收)参照。

(註三) 明治五年乃至十年の戸籍寮發表の人口數と、後年の内閣統計局による推計人口對比については、内閣統計局編『明治五年以降我國の人口』昭和五年、三頁以下参照。

この人口調査の變遷、即ち宗門改、或いは人別改(以下宗門人別改と稱する)から明治五年の壬申戸籍に至る變化は、封建的支配體制の崩壊がなくては不可能であつたし、逆にそれは維新中央政權確立の一指標として考ふる事ができるが、この變化

「戸籍編製ノ儀ハ追テ一定ノ規則相定可相違候共、夫迄ノ處別紙雛形ニ從ヒ、在來ノ人別帳ヲ以戸數人員其外總計不洩様取調、早々可差出候事」(諸藩宛)

「戸籍編製ノ儀去巳六月申雛形ヲ以相違置候間、夫々取調中ニハ可有之候共、右ハ追テ一定ノ規則相立更ニ可相違候得共、夫迄ノ處別紙雛形ニ從ヒ石高戸數人口總計不洩様取調往返日數ノ外三十日ヲ限り可差出候事」(府縣宛)

結局(一)、(二)、(三)は村鑑帳その他租税に關する報告一般の提出を命じたものであり、その内に戸口數が含まれているからと言つてこれを人口調査と見做すには疑問である。同様(四)について藩に對する調査である點と、命令官廳の點から人口調査とは言ひ兼ねる。(四)は「在來ノ人別帳」によるとは言え、かかる根本資料による調査を命じている點で注目されるが暫定的なものである點は行文中からも讀みとれる。この様な點で(四)の京都府における戸籍は一應興味を引く。ただ残念ながら書式は省略されて居り、從來の宗門改帳と如何なる點で異なるのか、又壬申戸籍との關係も知り得ない。

(註一) この布告は前文、本文三十二則及び書式よりなる。全文については内閣官報局發行『法令全書』明治四年の部百十四乃至百三十八頁参照。

(註二) 同書、明治元年、三百二十七頁。

(註三) 同書、明治二年、九十五頁。

(註四) 同書、同年、二百二、二百三頁。

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

が直ちになされたものか否かについて、少し吟味する必要がある。所謂壬申戸籍は、明治五年二月一日現在における戸籍調査であり、前年四月四日の太政官布告に基くものである。この布告については今ここで検討する餘裕はないが、この年以前に維新政府による人口調査はなかつたのかどうか、初年における諸法令の内から人口關係のものを抜き出してみる事にする。

(一) 明治元年十月、會計局より關東諸縣へ對し村鑑長の提出を命じた。  
(二) 明治二年二月二十三日、會計官より同じく村鑑帳の提出を命じているが、地域的などの範圍かは不明である。

(三) 明治二年六月四日、民部官より京都府において編成の戸籍書式を府縣藩へ通達しているが、これによる調査の施行と、集計の提出は命じていない。この書式が如何なるものであるかについては『法令全書』では省略されている。

(四) 明治二年六月二十五日、行政官より各藩に對し租税、戸口について調査を命じている。  
(五) 明治三年二月二十九日、兵部省から前年の十月、諸藩縣へ命じた藩籍調書の内、必要事項の雛形を示し、至急提出方を求めている。その内に戸口に關する項目がある。

(六) 明治三年四月七日、太政官より舊幕府領に對し村鑑帳等の提出を命じている。  
(七) 明治三年五月、民部省より各府縣藩宛に次の如く命じている。

(註五) 同書、同年、二百三十八、二百三十九頁。

(註六) 同書、明治三年、六十三、六十四頁。

(註七) 同書、同年、八十六頁。

(註八) 同書、同年、二百二十八、三十頁。

以上の他、幕末に近づくにつれ増大したと見られる無籍者に對する處置として、是等の者の入籍を命ずる法令も、廣い意味での人口調査の一環となし得よう。又、この時期には地方的な調査が從來の宗門人別改とは別に行われていた事も注意すべきであろう。例えば、野村兼太郎教授の紹介されている明治四年の武藏、下野兩國の戸籍簿は、「兩國以外の國々にも同様に行なわれたかどうかは全く知らない。」とされているが、「過渡期の一資料として興味あるもの」と言える。又、我國における最初の近代的統計學者杉亨二による明治二年の靜岡藩現在人別調は、未完成に終つたとは言え、新方法による人口調査の企てとして注目を引く。結局この時期にあつては未だ確乎たる方針も定らず、且つ維新の動亂も未だ終息せず、中央政府としての權力も十分に發揮し得ぬと言つ政治的な弱みも加わつて全國的な、同一の規準による調査は行われ得なかつたと言えらる。しかし、地方的にせよ、新方式による調査は全然行われなかつたわけではなく、壬申戸籍への途は進行しつつあつた事は無視する事はできない。

(註一) 明治二年三月、行政官より命ずる。『法令全書』明治二年、百三十六頁参照。

(註二) 野村兼太郎『維新前後』昭和十六年、二百五十九頁以下。

(註三) 同氏による最初の調査、及び維新时期における政表作成に關する政府への意見書については『杉先生講演集』明治三十五年版の附録参照。なお黒羽兵治郎「明治初年の静岡藩及び甲斐國人別調」(日本經濟史研究編『幕末維新』三百六頁以下所收)参照。

他方従来の宗門改帳は何年迄續いたのであるか。これも各藩によつて區々であろう。宗門改帳提出の基礎となつた切支丹禁止の法令は王政復古以後においても屢々布告され、むしろ攘夷思想の影響から、より嚴重となり肥前國浦上村の如く多數の流刑者を出すに至つてゐる。法令によるキリスト教の解禁は明治六年二月であり、従つて維新以後も引續き従來通りの宗門改が行われる形式的な根拠は存在したとみてよい。法令の上から言えば、明治元年十月二十五日の太政官布告に、「切支丹宗門改方、追テ御規則相立候迄ハ、舊幕府之所置に相從ヒ、有無取調……」とあり、明治四年十月三日の大藏省よりの通達「先般戸籍法改正ニ付、従前ノ宗門人別帳被廢候條、自今不及差出事」に至る間は宗門改帳は依然として存續し得た。

(註一) 柿崎正治『切支丹禁制の終末』大正十五年、九十五頁以下、及び戸谷敏之『切支丹農民の經濟生活』昭和十八年、四十七頁以下参照。

(註二) 明治六年二月二十一日切支丹禁制の高札は初めて撤

去された。

(註三) 『法令全書』明治元年、三百三十六頁。

(註四) 同書、明治四年、五百六十頁。  
ではこの様な諸調査の成果如何であるが、果して政府への報告が全國の府縣藩から提出されたか否か甚だ疑問である。少くも提出された確證もなく、又提出があつたとしても今日明らかにし得るのはただ一つの例外を除いては見出し得ない。例外としては、前掲(四)の調査に對する回答で、それも全國が揃つてゐるわけではない。従つて弘化三年の幕府による近世最終の調査以後、壬申戸籍により兎もかく計算された數字に至る間は、我が國の全人口數は調査史的に空白なのである。

(註一) 土屋喬雄「明治初年の人口構成に關する一考察」(社會經濟史學第一卷第一號百四十四頁以下)はこの資料紹介である。

(註二) 一説によれば嘉永五年の集計が想定されているが疑問の點も多いので一應この年の集計を幕府による最後の調査とする。關山直太郎「徳川時代の全國人口に關する疑問と考察」(社會經濟史學第十一卷第十一・二號所收)参照。  
そこで、全體として言えば、王政復古以後壬申戸籍に至る間の我が國における人口調査は、従來の宗門改帳と並列して、新たな方式による調査の試みが地方的に行われていた時期となし得よう。徳川時代的な人口調査が完全に拂拭されるのは、やはり壬申戸籍を待たねばならなかつた。

壬申戸籍は謂わばこの様な前史を持つてゐる譯である。ここでこの戸籍編成の意圖や、經過等について述べるべきなのであるが、これはそれだけで獨立した一個の研究題目であり、小論のなし得る處ではない。且つ又、従來の研究も僅かながら見出される様であるので一切を省略する事にする。なお法令は先述の如く刊行されて居り、書式や記載の内容については後に實例をもつて觸れるであろう。本稿の主眼とするのは、かかる一般

的背景を念頭に置きつつ一地方——詳しくは紀伊國牟婁郡尾鷲組——に残された維新时期における人口統計資料について紹介と分析を行わんとする事にある。本論に入る前に、この組の屬する舊和歌山藩の人口調査について觸れて置く必要がある。

### 二 和歌山藩における人口調査

まず同藩における宗門改の實施であるが、『南紀徳川史』における次の記載は享保以後におけるこの藩の宗門改の基調をなすものであろう。なおこの史料は文中の「五十六年以前萬治三年」、「貳拾年以前元祿九年」と言う記載から享保元年のものと見られる。

#### 人別宗門改

一先年は總改と申候て、在々八歳以上人數例年春廻り之節、大庄屋組切に改印形見届候處、其以後八歳に成候者、並に他所より入り人年々大庄屋改に成申候、其上にて組切に改候、大

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

庄屋誓文狀郡奉行へ差出申候

但郡にて郡奉行改大庄屋之年數違候儀も有之由に相聞候、貳拾年以前之内にも郡奉行の料簡次第にて總人數宗門改判大庄屋見届候も有之由に相聞候

一八歳に滿候子供並他所他村より前年改以後入人之分、毎年春之内一組切に大庄屋相改宗門改の一札に判形取、其上にて誓文狀を以郡奉行へ相達候  
一村々人數増減は毎春庄屋肝煎相改大庄屋へ出し、組々總人數増減之書付大庄屋より郡奉行へ差出、其上にて奉行所へ相達候

一五十六年以前萬治三年に在々男女八歳以上の分總改有之、郡々にて郡奉行判形見届候由に御座候、右之翌年も總改有之由、又寛文五年にも總改有之由、右之以後總改は無之由、尤郡により總改之度數一同には無之様に相聞候  
(以下省略)

(註) 『南紀徳川史』第十冊、昭和七年版、三百二十八、九頁。なお句點は引用者が附した。

右の記載から、この藩における宗門改が人別改としての要素を多分に持ち、大庄屋——郡奉行という地方系統の線によつて調査が行われている事が明らかとなつた。又總改——即ち宗門改帳の作成を意味するのであるが——が少くも享保頃は毎年行われず、しかも郡によつて異ると言つた状態であつた。又宗

門改を受けるのは八歳以上であるから、この種の史料にはそれ以下の幼児に関する記載は一切ないのである。又、少くも宗門改における大庄屋の位置がかなり重要である事も注目される。この事は和歌山藩における地方支配の特質ともからんで来るのであるが、今は觸れない。では享保以後における宗門改が如何なる形で行われたのであろうか。これを簡単に語つてくれる史料は今のところ見出し得ない。手近かに利用し得る牟婁郡奥熊野尾鷲組大庄屋文書<sup>(註二)</sup>は、管下十四カ村の宗門改帳を元文以降残しているが、注意すべきはこれが何れも六年毎に書かれている點である。即ち元文三年(一七三八)を起點とし、明治三年(一八七〇)迄、明治二年を除き、六年毎にのみ残されている。勿論、年分は少くない。しかしその場合も十二年、十八年という間を隔て居り、これは史料の散逸と考えた方が穩當である。勿論これは大庄屋文書であり、一村で量的に揃つた史料を未だ見出し得ない現在、六年目毎のみ大庄屋への提出がなされたのではないかとの疑問が残る。しかし、前述の如く、この藩の宗門改は大庄屋改である。この原則が享保以後においても通用している限り和歌山藩における——或は牟婁郡下における——宗門改帳は六年目毎に書かれたと断定し得るのではあるまいか。しかし、この他方、既に紹介した如く、各村の家数人口、その他毎年變動する漁船、牛馬等の数字は庄屋から書き上げられて居り、この中には八歳子、入人、出人、死人については個人別に詳細な記載があるから、六年目毎の宗門改帳と附き合わす事

により、連年の人口統計を作成し得る可能性はある。この他、記載範囲は八歳以上であり、當歳までの記載がなされるのは明治二年以後である。

(註一) 和歌山藩の組々大庄屋については、伊東多三郎「近世封建制度成立過程の一形態」(社會經濟史學第十一卷第七、第八號所收) 参照。

(註二) 日本常民文化研究所收集、三重縣尾鷲市役所所藏史料。

(註三) この史料については拙稿「近世における一漁村の人口動態——紀伊國牟婁郡須賀利浦——」(三田學會雜誌第四十六卷第十二號所收) 参照。

では維新期における人口調査は如何に行われたのであろうか。「南紀徳川史」にはこれに關する記述は何等見出されない。ただ切支丹宗門改を従前通りせよと言う前掲の太政官布告を記すのみである。しかし、後述する如く、この時期には明治二年及び三年における宗門改帳の他、幾つかの戸口關係史料が村々に残されて居り、幾度か調査が命ぜられて居る事は明らかである。宗門改帳が若し六年毎に書かれたものであるとするならば、幕末における最後の文久四年(一八六四)の次は明治三年(一八七〇)の筈である。しかし明治二年の宗門改帳も存在する處からこの年には從來の慣習を破つて書き上げられたものと推察される。又、明治二、三兩年の宗門改帳は共に八歳以下の者についても記載して居り、この點でも從來の調査とは異つて

いる。宗門改帳以外の戸口關係資料は後述する如く明治三年六月以降數冊みられるわけであるが、先づ法令の上から調査がどの様に行われていたかを見る事とする。典據となつた史料は明治二年七月より十二月迄、明治四年一月より六月迄、同年七月より十二月迄の「來狀留」三冊と、明治三年一月より十二月迄の「諸達留」で、何れも舊紀伊國牟婁郡尾鷲組大庄屋(郷長)の控書きである。最後のものは村方郷長↓民政役所、前三者はその逆の文書であり、一貫したものでないからこれで人口調査のすべてが判明するわけではないが、以下是等の史料から年代順に抽出してみよう。

(一) 明治二年七月十六日付で、民政局から次の如き命令が出ている。

尾鷲  
相賀組  
長嶋

郷長江

其組々戸口表雛形之通取調差出候様先達而相達候處、未差出候事、右者早々取調可差出事

但年古敷相分り兼候へ、相分り候丈取調差出、尤不相分品可申出事

右の記載によれば、既にこの年以前に調査が命ぜられて居る。調査内容については雛形を缺くので不明であるが、文脈より推

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

して過去何年間かの戸口數を調べさせたものと推測する。年古敷相分り兼るものは判る分だけ調べよと言うのしかかる調査であつた事を窺わせる。従つてこれを從來の宗門改帳や後の戸籍帳の如く戸毎の詳細な人口調査とはなし得ない。

(二) 明治三年七月、當時の尾鷲組郷長代、土井忠兵衛よりの達書に次の如きものが見出される。

牟恐奉御託申上口上  
一當午年戸口調帳之儀、早々御達可申上様度々御通詞之御趣奉畏早々差出候様村々江相達候處、御一新御取調之儀ニ付至急取調出來兼候間猶豫之儀願出候得共、延引難成筋ニ付尙急々取調差出可申様申聞御座候得共、兎角行届兼彼是手後レニ相成、御達延引ニ相成候段何とも可申上様無御座不調法奉恐入候、何卒此段幾重にも御宥免之程偏ニ奉願上候、依之牟恐御託書付奉差上候以上

役名

土井忠兵衛

午七月  
民政御役所

ここに提出を命ぜられた戸口調帳は、前者とは異り戸籍調の形式のものである事は文面から窺われる。尾鷲組大庄屋文書に現存しているこの年の戸口調は、同年六月と八月の二回、ほど同様の書式をもつて書かれた管下十四カ村のものがあるが、こ

六九 (一一四七)

の命令と結び付けて考える事ができる。書式その他については後に實例を擧げて觸れる。ただこの種の調査が手間どり、延引を續けている事は、調査方法や書式に從來の宗門政と異なるものであつたからであらうか。

(三) 明治四年二月二十五日の項に次の如きものがある。

本本尾鷲組郷長江相賀長嶋  
御本府より御達相成候付  
村數宿數を初別帳雛形之通取調之儀、御本府より御達相成候付  
左様相心得取調させ候儀宜取計候事

牟婁出願  
本本出張

二月廿五日

雛形は省略するが、この中に戸口數の調査が含まれている。但しこの調査は郡毎の集計を出すのを目的としたらしく、書式も村毎の調査を求めてはいない。恐らくは前節の維新政府による調査例に對應するものかとも思われるが詳細は不明である。少くも和歌山藩獨自のものでない事は、調査書雛形に、從來この藩内には存在しない宿數等の調査を求めて居る點からも窺われるのである。

(四) 以上は壬申戸籍以前における調査であつた。他方、壬申戸籍の作成をめぐつては、この史料はかなり多くの記載を見せている。それらを通じて、新戸籍法の實施が地方において如何に

迎えられたかを知る事ができる。そこには非常な困惑と疑念があつた様である。郷長間における、或いは藩の民政役所との間における慌しい書簡の往復はこの間の事情を興味深く傳えてくれる。紙面の都合上、今そのすべてを紹介し得ないのであるが、適宜取捨し、この項にまとめてみる事にする。

既に述べた様に、戸籍法は明治四年四月四日の布告であるが、奥熊野僻遠の尾鷲組に何日傳達されたか明らかでない。この史料に初見されるのは次の民政局牟婁出願よりの付達である。

下四組 郷長江  
戸籍人員細取調之儀 天朝様被仰出候付速ニ取調候等、  
組々書記共も地場御用筋も多端之折柄、右等取調ニ掛居候而者  
自然延遲可致間、一組ニ而右取調御用筋申付可然者人撰いたし、  
兩人つゝ至急出願江差出可申候、尙取調方之儀者其筋篤と申聞  
候間、右様相心得可申候依而此段相達候也

出願

六月十六日

本文取調制限も有之儀ニ付成丈ケ早々差出候様可取計事  
即ち調査方法について説明をするから各組より人を寄越せと言うのである。當時の出願は潮岬に近い古座にあり、陸路を通れば相當の日數を要する。連絡のため出向くのも容易でなかつた事が想像される。次の書簡は同年六月廿五日未刻付の長島組郷

長長井覺兵衛からの來狀であるが、種々興味深い點が少くないので適記しよう。

下僕歸村、兼及御申合候拙者御用筋も彌古座行ニ相決候、付而者兼而之戸口人員巨細調之儀、着即刻相伺候へ共本本御出張ニ而も何事も難相分、組々至急人撰之上古座出張へ差出候様被申付候、且調方之模様も相伺候處、赤城史生被申候候ニハ、先達而相廻し候雛形都而差急キ候事數ニ被申、左候ハ、此間之御打合ハ大ニ齟齬、拙子下三組ハケ様之見込専昨年之戸口帳を調方ニ相掛り候段申上候處、夫も尤ニ相聞候へ共何様古座へ罷出候上ならでハ確ニ難突留、西川氏へも及問候へ共同様之事ニ而一決致かね、左候ハ、御同前ニ片時も差急キ人撰之上古座へ可差出場ニ候得共、御同前ニ勝手不心得之者を雇入、大暑中遠程を差出、若調方之模様等ニ而一往復致し候ハ、當數十日餘之消日、都而不手行ニも可有之と存候ニ付西川郷長中へも種々議談之上、本本組ハ郷長書記之内壹人と、下三組惣代ニ拙者、山組惣代ニ入鹿居合候故新藏方罷出下郡惣代として三人明廿六日本本出立、本應へ出仕之上調方之模様伺詰本本へ引取之上當所ニ而相認候歟、亦者組々江持歸り候歟ニ取計候等ニ相決、即ち馳使僕候間右様相承可有之候、(後略)

六月廿五日未刻

長井郷長

土井郷長中  
中村郷長中

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

即ち手代の者では覺東ないので長島組郷長自らが出願へ出掛けると言うのであり、他方本本出張では不明な點が多かつた事も記されている。古座で調査手管を聞いたこの郷長は六月廿九日、本本組郷長宛に次の如く記している。

(前略)

一 戸口人員細詳調、中々壹通之事ニハ無之、向後人撰之上二組  
貳人ツ、其掛り役人ヲ見立、御委任ニ相成郷長書記之手を離  
シ候様ニ致度との御許定、左候ハ、組々是迄見込之人撰ニ而  
者不都合と存候ニ付、先づ郷長一同ニ本本江集會之上ニ集議、  
各組人撰之上古座へ差出候仕度との儀今朝相伺候處、御廊ニ  
而御判議ニ候得共決議ニ至兼候、右故只今之所何とも難取留  
候得共、何れニも集評ものと存候而兎モ角組々同役中二日三  
日中ニ本本へ相揃候様御手配被下、尤餘者拙者本本へ引取之  
上可申上候以上

六月廿九日

長井覺兵衛

西川愛助殿

右の書簡により、戸籍編成専任の役人を組々に置く事その他郷長が事前に考えていたものとは異なる「壹通之事」ではない調査である事が判明した。その後約一ヵ月、戸口關係の史料は見出し得ないが、七月二十六日付の本本組郷長より尾鷲、相賀、長島三組郷長宛の書簡は、戸口調の件につき先に決めた各組の

七一 (一一四九)

専任者と書記の内下郡(以上四組)より三名を差出す旨を傳へて來たので取り敢えず木本組の内から三名を派遣した旨を記している。しかしこの成果は上らなかつたらしく、八月十一日付の派遣された者からの書簡は「戸籍編制之儀、上郡におもても矢張取極候事も無之候付、別紙之通伺書相違候處上ヶ紙付御下ヶニ相成候事ニ御座候」と述べて居り、小在を一村選び試みに戸籍を作つてみる事にすると傳えている。別紙の伺書は當時の村々役人が戸籍法の施行に當り如何なる點で困惑を感じたのかを示す好史料と考えられるので敢えて全文を示す事にしよう。

御伺口上

- 一物産方御役人者寄留へ取組可申哉
- 〔朱書〕上ヶ紙朱書出處之區江加へ候管ニ付相除可申事
- 一郷長捕亡手地主帶刀人并郷役所書記醫師修驗人別之儀何職へ取組可申哉
- 〔朱書〕郷長捕亡書記之品へ追而可相違、地主帶刀人は平民同様農商或ハ雜業之内江取組可申事、醫師ハ醫業トシ、修驗ハ雜業ニ取組可申事
- 一交代兵之内入營之筋并豫備籍等之仕譯如何可仕哉
- 〔朱書〕交代兵ハ寄留之例ニ從ヒ、豫備籍之者ハ平民之通可相心得事
- 一是迄脱籍之者立歸り候へ、入籍爲致可申哉
- 〔朱書〕立歸り候へ、其段可申出、其上ニ而沙汰可及事

- 一他所へ入込其地ニ而商賣致居候者共鑑札所持無之候へ、追戻し可申哉
- 〔朱書〕本籍ヲ取調一應可申出、其情ニよつて本籍之廳へ掛合上可及沙汰事
- 一同縣たり共郡違ニ而鑑札所持無之者ハ是亦追戻し可申哉
- 〔朱書〕右ニ準シ候事
- 一他縣又者郡違へ入込有之候半年切奉公人たり共鑑札無之者ハ悉皆追戻し鑑札取り候上ニ而寄留へ取組可申哉
- 〔朱書〕左ニ同
- 一他所へ湊々江入津且上陸致船宿ニ而滞留いたし候ものも無鑑札之ものと同様追戻し可申哉
- 〔朱書〕二ヶ條共書面之通リニ可相心得事
- 一割人制度ニ付而者村々ニ而旅籠屋相極置假令親類たり共素人屋ニ而旅人止宿爲致候儀ハ一切無用候哉
- 〔朱書〕書面之通ニ可相心得尤有縁之者止宿ハ但書之通リ不紛様爲相届させ可申事
- 但本文方萬一不得止情故有て止宿爲致候へ、其段模寄伍甲
- 〔朱書〕又者保甲へ相届ケ夫ハ長副之筋へ相届させ可申哉
- 〔朱書〕吟味親書之通リ御心得可有之様いたし置度候事
- 一僧侶之儀假令一統組合たり共無鑑札ハ勿論鑑札所持致候其他縣之僧寺内ニ而止宿爲致候儀ハ可爲無用哉
- 但本文萬一不得止事故有て止宿爲致候へ、其節々長副之筋へ相届させ可申哉

〔朱書〕二ヶ條共書面之通可相心得事

一他縣之者其縣廳へ之送籍鑑札持参いたし候へ、其段長副へ支配縣廳江伺之上入籍爲致可申哉

〔朱書〕右同

一當縣之者他縣へ入籍いたし度候へ、其段當人ハ相願させ長副へ支配縣廳へ伺之上ニ而送籍爲致可申哉

〔朱書〕書面之通可相心得事

一惣廻り非人番人別之儀其生國を開札之上分明なるものハ其所之籍へ編入致させ可申哉且何職江取組可申哉

〔朱書〕書面之もの共之儀ニ付生國取調等之儀郷長へ達し有之ニ付追而沙汰可及事

右之通夫々御伺奉申上候以上

辛未八月

下郡

この記載から理解される限り、新戸籍の編成が非常に困難であつたのではないかと考えられる。徳川時代の半ば形式化した宗門人別改帳を一新したこの調査が、地方において圓滑に受け入れられなかつた事は十分領ずけるのであるが、逆に前時代の調査が如何に嚴密性を缺いたかをも窺わしめるものがある。困惑の理由となつたのは、寄留、一時的滞在及び特殊身分の者の算入如何と云ふ點にあり、且つ又無籍者の取扱について聞札して來た事は一般に認められるところであり、かかる現實の人口數

宗門改帳より壬申戸籍へ(一)

と、宗門帳上の記載との差が戸籍法實施に當つて生じた疑問となつたと見られる。

この後も年末に至る迄屢々戸籍編成の手續や打合わせの書簡がみられる。總じて壬申戸籍の作成に非常な時間と努力を要した事が窺われるのである。しかし出来上つたものは決して完全な調査ではなく、猶相當の脱漏者のみたのであるが、兎も角かかる困難を経験する事により始めて同一の規準による全國的な調査が可能となつたのである。

以上述べて來た如く、壬申戸籍の編成は色々の難點に直面した。太政官布告が四年四月四日であり、編成を翌五年二月一日としたのも、準備に要するかなり長い時間を豫想したものであろうか。現在とは異り、多くの村においては専任の村政擔當者も居らず、且つ又諸事多端の折であつたから困難が倍加されていた事は前掲の諸資料からも窺う事を得る。壬申戸籍以外の戸口帳については何等かかる記載を見出す事は出来ない。前述の如く宗門改帳とは別の戸口調査書が存在するのであるが、この作成に全然問題がなかつたとは言えない。しかし、書式はともあれ、記載の内容は、後に述べる如く、宗門改帳の延長と見られるのであり、壬申戸籍との開きもかなり存在している。従つて、少くも和歌山藩に關する限り、矢張り新しい方法、内容による人口調査は壬申戸籍が最初であつたとなし得よう。是等の具體的な考察は次節以下において觸れる事としたい。

ただ残念ながら、維新时期におけるこれら熊野地方の人口調査

と政府の法令との關係は殆んど明らかにし得なかつた。現在利用し得る史料の性格と制約にもよるのであるが、本稿第一節において擧げた政府による幾つかの調査の内、和歌山藩の關係する部分もかなりある筈である。それらが如何なる形態で實施されて行くかは殆んど知り得ないのである。又、地方の史料として尾鷲組大庄屋文書はかなりまとまつたものとは言え、矢張り局地的な制約は如何ともし難い。藩廳に近い地方ではどうだつたのかについても今の處不明である。

次號目次 (第四十八卷・第一號)

論 說

生活保護法關係の社會事業に關する諸問題

小島 榮次

イギリス労働黨成立の思想的背景(上)

飯田 鼎

資 料

カール大帝のテスマーメントゥム

宇尾野 久

日本電氣通信産業の構造

伊東 岱吉

尾城太郎丸

書評及び紹介  
經濟學關係文献目録

書評及び紹介

「社會改革の新構想」

——新フェビアン論集——

この本はその副題の示す如く、今日のフェビアン協會——一九三九年復活——が往時のフェビアン・エッセイズ(バーナー・ド・シヨオの編輯一八八九年刊行)の成功を回顧して、社會主義の前進のためにという大きな野心をいだいて著わしたものである。これは専ら現在の労働黨と關係をもつ八人の筆者の論文集であるが、著者の序文によれば、直接筆を執らなかつた他の協會員の批判もこの中に潜んでいるのであつていわば、同協會の集團作業の産物であるという。しかるにもかかわらず、執筆者の意見がそれぞれ問題を異にするばかりでなく、態度においても特異のものをもつて注目に値する必要がある。協力の中にも對立があり、對立を超えながら協力するというフェビアンの民主主義的精神はそのままこの書物の構成に具体化されているといつてよい。

この書物で最初に注目を惹くのは、巻頭を飾るクロスマンの論文「社會主義の哲學」である。かつてのイギリスの社會運動は思想的には功利主義の哲學を受入れ、經濟學的にはだいたににおいて古典學派からマーシャルに傳わる立場を據りどころにしてきた。一時的に、すなわち一九三〇年代のある時期においてマルクス主義の革命思想と階級闘争観が一部の人々を支配したけれども、今次の大戦を契機としてはつきりこれから離脱してしまつたといつてよい。しかしながら功利主義の哲學もま

書評及び紹介

次第にその影響をうすくしており、マーシャルの經濟學も同じくケインズ流の經濟學の影にかくされてしまつた。クロスマンはその代りに何を與えようとするか。新しい社會改革の哲學を求めて彼の論文を讀むものは、失望せざるを得ない。彼は唯物的な思想を排撃することに熱心であるが、しかし新しい社會哲學を説いてはいない。ただ社會の道德的進歩が社會主義者の共通の目標であるべきことを説くに止まる。道德的進歩とは個人的人格の平等とそれへの尊敬の程度にみられるとなし、それは具体的には國家内の法律制度や財産制度や力の分布のなかにみられるものとする。彼の論文はしかしこの進歩觀の論證に力を注がないで、主として戦後の國際情勢と國內政策の解釋に多くの頁を割いてゐる。そして經濟政策的には社會保障と資源の平等な分配、政治的には寛大な民主主義に則して冷戦を暖かに眺めるといふ妥協主義の主張をもつてその結論としてゐる。この論文は新しいフェビアン主義の發達の巻頭に掲げられるものとしてはいささか論理的精密さと科學的説得力において物足りないものがある。しかし理論よりも實踐を尊重するイギリス労働黨の歩み方が、或いはそこにみられるのかもしれない。

第二論文ではクロスランドが「資本主義からの移行」を論じてゐる。彼はまず資本主義が今日において成し遂げた變貌——初期の自由主義者の眼に移つた資本主義との相違——を略述してゐる。私有財産の權力の衰退、經營者の進出、國家統制の増大、社會施設の發展等……これらの一連の傾向にみられる共通の特質は著者がステイティズムと呼ぶものである。これはイギリスにおいてばかりでなく、自由經濟的資本主義の最も優勢なアメリカにおいてさへみられる傾向である。クロスランドはこのステイティズムの中へ社會主義の理想を織り込むことに現代